

第11回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日時：令和4年10月20日（木）午後1時30分～午後3時40分
- 2 場所：生涯学習センターけやき 第2会議室
- 3 出席者：前田委員長、林田副委員長、渡邊委員、林委員、山崎委員、川口委員、島田委員、菊地委員
関係者：UMECO指定管理者 安藤センター長、興津副センター長、桂氏（議題（1）のみ）
事務局：岩田課長、八田副課長、岡崎主査
- 4 資料：
 - ・次第
 - ・資料1-1 令和4年度上半期 おだわら市民交流センター 利用者数 ほか
 - ・資料1-2 市民活動団体分野別登録状況内訳（令和4年9月末時点）
 - ・資料1-3 おだわら市民交流センターへのご意見・ご要望（令和4年4～9月分）
 - ・資料1-4 令和4年度おだわら市民交流センターUMECO実施事業中間報告
 - ・資料2-1 協働事業のガイドライン 骨子案（詳細版）
 - ・資料2-2 新たな市民活動支援制度について（案）（詳細版）
 - ・資料3 第10期小田原市市民活動推進委員会 報告書骨子案
- 5 会議内容
 - 開会
 - 議題（1）おだわら市民交流センターUMECOの運営中間報告について
 - 委員長：それでは、議題（1）おだわら市民交流センターUMECOの運営中間報告についてに入る。本委員会は、議事に関係のある方に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることから、おだわら市民交流センターの指定管理者にお越しいただいている。それでは、ご説明をお願いしたい。
（指定管理者 資料1-1～1-4に基づいて説明）
 - 委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。
 - 委員：利用者数等が多いほうが良いのか。また、目標値は設定しているのか。
 - 指定管理者：数値目標としては設定していない。なお、稼働率についてはあまり高過ぎても市民にとっては希望する日時に予約できず利用しにくくなる。また、朝や夜はそもそもあまり利用されない時間帯である。そのため、総じて70%台が適正と考えている。
 - 委員：地域とのネットワーク事業について、連携内容では学術・文化・芸術・スポーツの分野が目立っている。コロナ禍により、地域では秋口の敬老会等におけるイベントを実施できないが、今後の状況によっては、自治会等に市民活動団体を紹介することができれば、活動が広がると感じた。
 - 指定管理者：コロナ禍以前は、敬老会等の多くの地域行事に市民活動団体が協力していたが、現在は地域でイベントを開催しにくい状況と伺っている。UMECOでは「Hello!UMECO」という団体紹介冊子を作成し、関係者に配布しており、今後も地域に協力できる市民活動団体のPRに努めたい。
 - 委員：UMECO祭りについて、今年は実行委員会ではなくUMECOが主催ということであった。有事に備えてということだが、例えばイベント保険はどのような形になるのか。
 - 指定管理者：通年の施設保険のほか、イベント保険にもUMECOとして加入する。有事の際の責任を実行委員会が負うのは市民活動団体にとって負担であるので、保険の費用負担も含め、UMECOの主催事業と明確に位置付けるものである。
 - 委員：市民活動入門講座に関連し、学生だけでなく企業をターゲットにしたり、公民館で実施することは検討しているか。
 - 指定管理者：企業について、定年退職後の方を中心に働きかけを強化したいとは考えている。
 - 副委員長：退職前後の方への働きかけは市民活動の活性化に直結すると考えられるので、ご検討いただきたい。相談業務について、どのような内容が多いのか。
 - 指定管理者：活動を始めたい方からの「市民活動団体を紹介してほしい」という内容が多い。また、件数としては少ないが「市民活動団体を設立したい」というものも見受けられる。

委員長：施設の利用者数や稼働率について、8月だけ低くなっている。政府による行動制限は課されなかったと記憶しているが、UMECOとして利用制限を行っていたのか。

指定管理者：活動エリアでは、食事をご遠慮いただき、水分補給のみを可能とした。そのほか、会議室での個食の徹底等を継続してお願いしている。

委員長：UMECO祭りについて、UMECOが主催というのは、指定管理者である小田原市事業協会・市民活動を支える会共同事業体が主催ということによいか。

指定管理者：そのとおりである。

■ 議題（2）諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」

委員長：それでは、議題（2）諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」、
①協働事業のガイドライン更新について、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料 2-1 に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：「3協働の準備（2）協働相手を探す」について、例えば地域と協働したい場合で「地域政策課に相談する。」となっている箇所があるが、読んだ人がすぐ行動できるよう、連絡先は記載するのか。

事務局：連絡先を併記する、巻末の資料編にまとめる等、何らかの形で記載したい。

委員：一口に協働と言っても、その主体間の関係は様々である。マンパワーの融通、資金面での支援、ノウハウの共有、作業時間の分担、場の共用等、関わり方には濃淡があるだろう。例えば、協働の濃淡やハード面・ソフト面といった要素から座標にプロットした図があると、様々な協働を分かりやすく整理できるかもしれないと感じた。本格的な協働に対応できるガイドラインを目指しつつも、ゆるやかな連携からスタートすることもイメージできるものが望ましい。

委員長：協働のパターンは無数にあり、できることから始めることが重要となる。現時点では骨子案であるが、例えば協働の基本原則について、クリアしないと協働ができないのではなく、意識しながら各主体の特性を活かし、できることから取り組み、少しずつ積み上げていくものであるので、協働の敷居を下げられるよう、記載を工夫できると良い。

委員：「はじめに」で、「市民活動（社会貢献活動）」という記載がある。また、4ページの「2'事業の検討（事業者の場合）」では、社会貢献活動として少し限定された取組例を記載している。市民活動と社会貢献活動を使い分けているのか。

事務局：事業者向けの項目では、市民活動よりも馴染みのある表現として社会貢献活動を用いた。4ページの取組例は、ヒアリング等を参考に事業者にとってイメージしやすいものをピックアップしたものである。

委員：具体的な活動としては同じものを指していると思うが、3ページの「2事業の検討」にある「社会貢献活動を取り入れたい事業者の方は」という記載から別のものという印象を受けるので、整理できると良い。

委員：2ページの「期待できる協働のメリット」の表で、事業者と協働する場合に、従業員の気分転換につながるという記載がある。確かに、鬱の方が医師に勧められ、気分転換に活動をするという事例もあるが、市民活動団体側から見たときに適切な表現かは疑義があるので、精査すべきである。

次に、同じページのもう一つの表で、市民活動団体の欄では「特性を有し」となっているが、事業者の欄では「特性を持つ」となっているので、統一した方が良い。

また、5ページの上の方の表で、事業者を探す場合に「市ホームページ」で調べる、とある。事業者は社会貢献活動に係る取組を自身のホームページで詳細にPRしていることが多いので、調べ方に追記すべきだろう。

委員長：市ホームページで調べるというのは、どのようなページを想定しているのか。

事務局：現時点ではSDGsパートナーのみの想定だが、ほかにも候補になり得る事業者等の情報はあると思われるので、精査してまいりたい。

委員長：全体的に平易な表現を心がけ、どなたでも読みやすいものになりたい。

委員：SDGsパートナーについて、登録企業それぞれの取組が17のゴールに分類されている

ので、そういった視点で協働相手を探すこともできるだろう。

委員：何点か、確認を要する箇所があるので述べさせていただきます。

2ページの下の方で、行政に係る組織の例として「地方自治体」とあるが、法令上は「地方公共団体」が正式な表現である。

7ページの市民活動団体と行政の事業領域と主体性の関係を表す図で、「指定管理者」と「委託」は全てが協働には結びつかない。市民活動団体を相手先として協働するようなケースに限定されると考えられ、「市民活動団体や地縁団体を指定管理者とするもの」「単純な業務請負契約を除く」のように、協働に馴染むようなコラムや注釈を付けられると分かりやすいのではないかと。

8ページのコラムで、「収益事業」というのが唐突なので、「収益が事業収入とみなされ」等とした方がより良い。

従来のガイドラインのサブタイトルは「市民活動団体と行政のよりよい協働を目指して」であった。今回の案は「市民活動団体と多様な主体で取り組もう」で、市民活動団体、行政に事業者等が加わり対象が広がっている。そうであるならば、今回の作業は「更新」ではなく「改定」とすべきと考える。この点について、共通認識を持ちたいと思うがいかがか。

先ほどの社会貢献活動に関する使い分けの件で、法人市民という言葉もある中、事業者も市民であるので、あまり用語を区別しすぎるのもどうかという印象を受けた。

委員長：コラムについて、団体名等の固有名詞は用いるのか、それとも抽象的な記載とするのか。

事務局：事例紹介であれば固有名詞あり、一般論としてのコラムであれば固有名詞なしとしたいと考えている。

委員長：4ページの「2' 事業の検討」の表の中で、「本業」という表現があるが適切な表現であるか。

委員：「本業は〇〇、副業は△△」のように使い、本業は注力している業態を指す。

委員：書類上は「主たる事業」のようにするが、ガイドライン上では分かりにくいだろう。

委員：この表では、「事業」であれば問題ないだろう。

委員長：例えば大きな企業で、一つのセクションとして社会貢献活動を担当している場合は、それも「事業」とするのか。

委員：恐らく、社会貢献活動自体は「事業」と言わないのではないかと。

委員長：それでは、議題（2）②市民活動支援制度の拡充について、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料 2-2 に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：今は仮称ということではあるが、タイアップコースとコラボアップコースの違いが名称から分かりにくいのではないかと。また、制度全体を通じた目標の一つとして市民活動団体のエンパワーメントがあることを踏まえると、審査項目である「発展性」については事業だけでなく団体が成長する可能性についても含め、加算等も検討できると良い。制度を利用した団体が、UMECOの支援も得ながら、交付年限を過ぎた後も活動できるような制度設計が必要である。

事務局：団体の自立と発展に資する制度となるよう、検討してまいりたい。なお、本制度の対象経費には、現行の補助金と同様、団体の運営に係るものは含まない予定である。あくまで事業の実施を通じて団体が成長することを期待するものであるため、その部分は団体から誤解を受けないように切り分けていきたい。

名称については、特に協働のコースで区別がつきにくいことは認識しており、引き続き検討してまいりたい。

委員：コラボアップ・チャレンジコースについては、現行の提案型協働事業への申請が少ないことから新設するコースという認識であるが、具体的な相違点は何か。

事務局：プログレスコースは提案型協働事業を踏襲した制度であるため、チャレンジコースとプログレスコースの違いということになるが、チャレンジコースの方が申請時期が遅いこと、書類が簡素であることが挙げられる。また、プログレスコースは担当課の事業として自身

で予算要求を行う必要があり、団体と担当課の調整も優先順位等を踏まえた厳しいものとなるが、チャレンジコースは補助金として地域政策課で予算要求を行うため、団体と担当課の双方にとって調整に係る負担が軽減される見込みである。

- 委員：ステップアップコースとチャレンジコースの違い等も明確に説明する必要があるだろう。
- 委員：チャレンジコースまでは、予算確保の面では申請者のニーズに対応できると思われるが、プログレスコースについては、市全体の予算調整により事業費が減額されることがあるという理解でよいか。
- 事務局：そのとおりである。なお、いずれのコースも最終的には市議会の予算議決が必要である。
- 委員：現行の行政提案型協働事業については、上限金額の目安はあるのか。
- 事務局：市民提案型協働事業のように上限金額は示していないが、事業テーマと一緒に事業費案を担当課から提示している。
- 委員：一律で100万円を上限額の目安にしたとすると、予算調整の難航が予想され、行政側からはテーマの応募がなくなりかねないため、現行と同様に担当課から事業費案を提示した方が良いだろう。
- 委員長：参考テーマについては、どのようなものを想定しているのか。
- 事務局：直近の行政提案型協働事業の事例では、「市民活動団体と行政の協働」に関する研修会の開催を事業テーマとして提示している。今回の案の参考テーマについても、同様に担当課が市民活動団体と協働で取り組みたい事業ということで想定している。ただ、チャレンジコースとプログレスコースで同じレベルのテーマとするか、チャレンジコースの方は大きな括りとするか等、今後検討してまいりたい。
- 委員：先ほどの事業費に係る意見に関連し、担当課が予算調整を行うという点について、100万円の事業費設定はハードルが高いかもしれないが、行政提案型協働事業の制度を活用することで予算調整上もインセンティブになれば、各所管としてもメリットになるのではないか。
- 委員長：参考テーマに関しては、事務局である地域政策課のOB・OGがいろいろな所管にいると思うので、どの程度の具体性であれば担当課が申請しやすいか等、ヒアリングする方法もあるだろう。
- 事務局：チャレンジコースについては、タイアップコースよりも補助率の高い案としている。協働を検討する団体にとって、行政を相手に選ぶインセンティブになり、将来的にはプログレスコースに発展することも期待している。また、参考テーマに沿っていない事業でも申請可能なことはしっかり団体に説明する等、敷居をできるだけ下げられるよう運用してまいりたい。
- 委員：チャレンジコースまでの募集期間は10・11月ということだが、事前の周知は行うのか。
- 事務局：6月に答申をいただいた後、できるだけ早めに周知したいと考えている。
- 委員：事前に周知を行うことができれば、市民活動団体も検討しやすいだろう。行政との協働を事前に検討する中で、市民活動団体が所管課に事業テーマとして設定することを打診することは可能か。
- 事務局：可能と考えている。市民活動団体からの申請が必ずしも参考テーマに即している必要はないが、そうした市民目線のニーズは行政にとって有益であり、広く提示することでさらに他団体からもアクションがあるかもしれない。
- 委員：行政の提示する参考テーマが、本当に地域の実情に即しているか分からない部分があるので、市民活動団体からの働きかけも重要だろう。
プログレスコースでは、市全体の予算調整により事業費が減額される可能性があるとのことであった。団体側も労力を割いて申請しているので、事業として不適格であるなら仕方ないが、予算上の理由で減額され得るということなら、あらかじめ上限金額を下げた募集する等、対策すべきである。
- 委員長：参考テーマに即していないと申請できないと誤解されないよう、手引きに明記する必要がある。
- 委員：テーマとして設定するとテーマ外のことは申請できない印象があるので、キーワードとして設定した方が選択しやすいかもしれない。テーマとする場合は、幅広い分野をカバーで

きるものとした方が良い。

委員長：今後、テーマ等の参考例を事務局から提示いただき、検討を進めていきたい。

委員：協働のコースについては、団体側も調整に時間が必要である。申請を受け付ける期間は10・11月としても、周知はさらに前に始められると良い。

委員：現行の補助金ではUMECOが申請や相談の窓口であったが、新制度ではどうか。

事務局：調整中ではあるが、基本的にはUMECOを窓口とするよう統一したい。ただ、チャレンジコース以降は行政の考え方も重要になるため、地域政策課もUMECOに来て一緒に受付を行う等、より気を付けてコーディネートする必要があると考えている。

委員長：特に初年度は、説明会等の質問を受ける場を設けるべきだろう。

委員：地域活動団体が翌年度の計画を立てるのは2月ごろだが、本制度のスケジュール的に問題はないか。

事務局：10・11月に募集するが、早い分には問題はないと考えている。

委員：公的・私的を問わず、他の助成制度では、説明会に参加しないと申請できないようにしているケースも多い。制度の趣旨に応じた申請をしていただくには、説明をしっかりと聞いていただく必要がある、という考え方もあるのではないか。

委員長：その場合は、どなたでも説明会に参加できるよう、会場や時間帯をずらして複数回実施する必要があるだろう。

委員：説明会では、例えばステップアップコースで3年間補助金を受けて終わりではなく、その後も活動を継続・発展させてほしいことも強調すべき。また、申し込みや事業実施に合わせて研修を受講してもらうようにできると、より効果的に制度の目的を達成できるだろう。

■ 議題（3）第10期委員会報告書について

委員長：それでは、議題（3）第10期委員会報告書について、事務局からご説明をお願いしたい。
（事務局 資料3に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：先ほどの議題で意見があったように、協働事業のガイドラインの「更新」は「改定」とした方が、正確な表現と考えられる。また、ガイドライン自体は別冊ということだが、答申書においても簡単な骨子を記載するのが体裁としては望ましい。

■ その他

委員長：その他について、事務局から願います。

※今後の会議日程等について

第12回委員会・・・12月22日（木）午後 UMECO

第14回委員会・・・3月5日（日）終日 UMECO

■ 閉会